

鹿角市告示第26号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和3年度一般廃棄物処理実施計画を策定したので、同条第4項及び鹿角市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年鹿角市条例第33号）第8条の規定により告示する。

令和3年3月25日

鹿角市長 児玉 一